川西市訓令第　１４　号

庁中一般

川西市納税等呼びかけセンター業務委託に関するプロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和８年１１月２６日

川西市長　越　田　謙　治　郎

（設置及び目的）

第１条　川西市納税等呼びかけセンター業務の受託候補者（以下「候補者」という。）をプロポーザル方式により選定するに当たり、透明性及び公平性を確保するため、川西市納税等呼びかけセンター業務委託に関するプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（定義）

第２条　この訓令において、プロポーザル方式とは、候補者を決定する場合において、一定の条件を満たす者を公募又は指名により選定し、当該委託に係る実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「提案書」という。）の提出を受け、原則としてヒアリングを実施した上で、提案書の審査及び評価を行い、業務の履行に最も適した候補者を決定する方法をいう。

（所掌事務）

第３条　委員会の所掌事務は、次に揚げるとおりとする。

(1)　提案書を審査するための評価基準及び評価方法に関すること。

(2)　提案書の審査に関すること。

(3)　候補者の選定に関すること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、プロポーザル方式による選定の実施に関し必要と認めること。

（組織）

第４条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は総務部副部長（税務担当）を、副委員長は総務部市税収納課長をもって充てる。

３　委員は、健康医療部副部長（保険・年金担当）、契約検査課長及び市税収納課主査をもって充てる。

（委員長の職務等）

第５条　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審査方法）

第６条　委員会は、提案書及びプレゼンテーションの審査及び採点の結果により順位を決定した後、上位の事業者の業務委託スケジュール、契約金額その他必要となる要件の確認を行った上で、候補者を決定するものとする。

（実施手順）

第７条　前条の規定による審査は、業務委託の目的及び趣旨を達成しうる内容であるかについて行うとともに、候補者の提案内容について、別に定める評価基準に基づき、提案金額、効果、効率性等の観点から審査及び採点を行う。

２　前項の審査の結果、業務委託の目的及び趣旨を達成していないと判断した場合は、その理由を付するものとする。

３　委員会は、第１項の評価を行うに当たっては、原則として相対評価により採点するものとする。

４　委員会は、前３項の規定による審査及び評価の結果を事務局に提出し、事務局で集約を行った後、点数の高いものから順位を決定するものとする。ただし、同点の場合は、効果、効率性等の観点に係る点数を考慮して決定する。

（会議）

第８条　委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

２　委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（設置期間）

第９条　委員会の設置期間は、この訓令の施行の日から市と候補者が契約を締結する日までとする。

（事務局）

第１０条　委員会の事務局は、総務部市税収納課に置く。

（補則）

第１１条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別

に定める。

付　則

（施行期日）

1　この訓令は、令和８年１１月３０日から施行する。

（失効規定）

2　この訓令は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。